

(様式第1号)

平成24年度第1回 市長等倫理審査会 会議録

日 時	平成24年6月7日(木) 16:00~17:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出 席 者	委 員 麻木 邦子 委 員 伊藤 恵子 委 員 大久保 規子 委 員 河原 誠 委 員 日下部 昇 委 員 中上 二郎 委 員 野崎 勝義 委 員 村上 恵美子 市 長 山中 健 副市長 岡本 威 教育長 福岡 憲助 事務局 佐藤総務部長, 森田人事課長, 篠原人事課主査, 福岡人事課職員
事 務 局	人事課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

- (1) 委嘱状交付
- (2) 市長挨拶
- (3) 委員及び市職員紹介
- (4) 会長及び職務代理者の選任について
- (5) 芦屋市長等倫理審査会について
  - ① 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例等
  - ② 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例の一部改正
- (6) その他

2 提出資料

- 資料1 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例  
資料2 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例施行規則  
資料3 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例の一部改正  
資料4 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例(新旧対照表)

3 審議経過

開会

- (1) 委員長選出について  
互選により日下部氏を選任した(任期:平成26年5月末まで)。  
職務代理者について  
委員長の指名により河原氏を選任した(任期:平成26年5月末まで)。

(事務局 森田人事課長)

提出資料1, 2について、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例、同施行規則の説明を行った。

(委員長)

質問はありますか。  
特にないようです。

(事務局 森田人事課長)

提出資料3, 4について、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての案でございます。この書式は、市長が市議会に提出する条例改正議案の書式でございます。内容をそのまま読み上げます。

芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例(平成13年芦屋市条例第21号)の一部を次のように改正する。内容ですが、第1条中「市長、副市長及び教育長」を「市長、副市長、教育長及び病院事業管理者」に改めるということが1点でございます。次に、第3条に次の1項を加えるといたしまして、2項 病院事業管理者が医師その他特定の技術を要する業務に従事する者で規則で定める者を採用するときは、前条第5号の規定は適用しないものとする。附則といたしまして、施行日の規定を設けるものでございます。

新旧対照表でご確認いただきたいと思います。この条例の第1条は、対象として議員並びに市長等を対象としてございますが、市長等というのは具体的には、市長、副市長及び教育長、この3つの職でございます。これに、このたび病院事業管理者を加えようとするものでございます。この意義でございますが、まず、議員は非常勤の特別職という位置づけをされております。常勤の特別職としましては、市長及び副市長、それと病院事業管理者というのが平成21年度に芦屋病院が公営企業法の全部適用となったことに伴いまして、設置してございます。公営企業の事業管理者は地方公務員法上、特別職の位置づけをされてございます。事業管理者を倫理に関する条例に含めるかどうかということは、その時点で議論のあったところですが、ここで難しいのは、病院の事業管理者は医師なのです。医師は、病院に医師を確保する場合の人脈を駆使してのヘッドハンティングであったり、あるいは製薬会社等との関係というのは社会通念上認められているところがございまして、これを従来の行政の特別職の倫理の条例に当てはめて適用してよいものかどうかについて、判断が難しく、検討を続けてまいったところでございます。このたび、芦屋病院とも協議をいたしまして、病院事業管理者につきましても本条例の対象とするということで事務局として考えてございます。ただし、ここで問題になりますのは、条例の第3条の倫理基準を定めた規定でございますが、第5号に市職員の採用に関し、推薦または紹介をしないことという規定がございまして、実際問題といたしまして、病院の事業管理者が医師、医療技術職、看護師等の専門職の採用を行うに当たりまして、人材確保の必要上、その人脈を使って引っ張ってくるということは病院の企業経営上欠くべからざる職務のうちではないかという判断をいたしております。従いまして、病院事業管理者に限定をして、この倫理基準のうち、第5号の規定は適用しないとしておりますのが、新たに加えた第3条第2項の規定でございます。このたび本条例を改正する趣旨は以上でございます。この点につきまして、委員の皆様のご意見、ご議論をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

(委員長)

この条例の改正は次回の議会で出されるのですか。

(事務局 森田人事課長)

直近で9月議会になります。

(委員長)

当審査会がどうかということは基本的にはないのでしょうか。

(事務局 森田人事課長)

権限上はございませんが、関係する条例ですので、ご意見をいただきたいと存じます。

(委員長)

病院を公営事業として独立採算的な事業として扱うということですね。

平成21年から病院事業管理者としてその病院長となったということですね。

(岡本副市長)

病院長より上になります。

(委員長)

どういう立場ですか。

(岡本副市長)

病院の事業の管理責任者です。日常的な医療はしません。

(委員長)

どういった方ですか。

(山中市長)

佐治病院事業管理者は、3年前に独立行政法人国立病院機構呉医療センターから来られました。

(佐藤総務部長)

公営企業法の全部適用後、管理者を設置することができるようになりましたので、国立病院機構の中四国ブロックを代表されておられた佐治文隆先生が、地元が西宮でございまして、阪大出身でおられまして、芦屋病院の今後の再建を目指す上において、この方の存在が不可欠だろうという市の方針決定に基づきまして、招へいさせていただきました。それが3年前です。先ほどの病院長と事業管理者との役割分担ですが、医療倫理でありますとか、医療の構成に関しましては病院長が執り行ってくださいます。その他人材の確保、大学とのネゴシエーションあるいは資金の運用上の問題、これらを事業管理者は監督することになります。全体を見ていただくことになります。

(委員長)

病院事業の経営管理ですね。その病院事業管理者を今回審査対象にするということですね。ただ、問題となるのは、倫理基準の中の職員の採用については、公募が

原則ですよね。実際は医療関係者は公募では来てもらえない。採用の面だけは外そうという趣旨ですね。ご意見がありましたら。

(大久保委員)

3条2項の改正案を見ますと、前条第5号に規定するではなく、これは前項ではないのですか。

(事務局 森田人事課長)

申し訳ございません。ご指摘のとおりでございます。

(委員長)

9月議会で通るであろうということで、それ以降は病院事業管理者が対象になるということですね。今日の議題としてはこれで終わりですね。

私は平成14年に審査会ができた時から委員に選任され1年目から委員をしております。村上先生と大久保先生も10年ですね。10年間やってきて一度も申し立てがなかったことはいいことです。伝家の宝刀も抜かなければ錆びてしまいますので、たまには勉強会をしようということで何度か勉強会をしたりもしました。申し立てがあったら90日以内に報告を出さなければならない。3か月であたふたとしないため、そのあたり勉強をしておこうということで勉強会をしました。その後2回目の勉強会では50分の1(1565名)の方が集まらなければならないのは厳しいのではないかという話、報告書の様式をどういう形にしたほうが分かりやすいかといったことだった。今回2人が新しい委員となりました。そういうところで、開店休業状態が平穩ではあるのですが、任期2年で何もしないというのはあれなので、1回くらい途中で勉強会をやってみようと思いますが、そこで、大久保先生、この審査会の行政法上の意義付け、位置づけ、報告を出した効果等を一回講演いただきたい。そういった中でも審査会に具体的に申し出が来た時に、どうやっていくのかの一つの指針になると思います。次回は勉強会をやってみたいと思います。

(事務局 森田人事課長)

事務局で日程を調整させていただきます。

(委員長)

関西、近畿の自治体で審査会の報告が出ているケースがいくつかあると思いますが、川西市等の資料を出していただいて、実際に他の自治体がどのような活動をされておられるのか勉強したい。今年の秋か年末にかけて一度行いたい。

(事務局 森田人事課長)

次回の日程等を調整させていただいて、ご連絡させていただきたいと存じます。

他にないようでしたら、本日の会議はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会